周南市公共施設等LED照明設備賃貸借に係る公募型プロポーザルを実施するため、次のとおり公告する。

周南市長 藤 井 律 子

1 概要

(1) 事業名称

周南市公共施設等LED照明設備賃貸借

(2) 事業の目的

本事業は、市が保有する公共施設等にLED照明を導入することで、行政 運営における温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、電力需要の抑制に よる経費削減により財政負担の軽減を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

「周南市公共施設等LED照明設備賃貸借 機器・工事仕様書(以下「仕様書」という。)」及び「周南市公共施設等LED照明設備賃貸借 屋外設備に係る特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)」のとおり

(4) 改修工事完了期限

令和9年3月31日まで

(5) 賃貸借期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで(120か月)

(6) 対象施設

「周南市公共施設等LED照明設備賃貸借 機器・工事仕様書 別紙1」のと おり

2 担当部局

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市役所環境生活部環境政策課

電 話 (0834) 22-8324

FAX (0834) 22-8325

E-mail kankyo@city. shunan. lg. jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本実施要領の公告の日から本契約成立日までの期間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (3) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号) 別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。(前要綱における「登録業者」は、「構成員」に読み替える。)
- (4)会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条第1項の規 定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 会社法 (平成17年法律第86号) 第475条又は第644条の規定に基づ く清算の開始のなされていない者であること。
- (7) 事業役割を担う者は、参加表明書の提出時点において、「令和6・7年度 周 南市競争入札等参加資格者名簿(物品調達等)」の(大分類)「15 借入品 類」の(小分類)「2 電気・通信機器類」に登録されている者であること。

4 プロポーザルの手続き

プロポーザル手続き等の詳細については、「周南市公共施設等LED照明設備賃貸借プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)」による。

5 参加表明の方法

(1) 提出書類

実施要領、仕様書、特記仕様書、提案評価要領及び周南市の契約に関する 規則等の各規定を理解した上で、実施要領「7 参加表明書及び資格確認書 類の提出」に従い、必要書類を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年9月24日(水) 17時必着

(3) 提出場所

「2 担当部局」に示す場所とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。なお、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる責任は応募者に属するものとし、意義を申し立てることはできない。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領「8 企画提案書等の作成及び提出」に定めるところにより必要書類を提出すること。

7 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式第4号】を提出 すること。

8 選定方法

提出された企画提案書は、実施要領「9 評価方法」に定めるところにより評価し、受託候補者を選定する。

9 契約方法

受託候補者と本市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、本契約は、議会の議決を経ることで契約の効力が発生する仮契約となる。

受託候補者が実施要領「3 参加資格」を満たさないこととなった場合、及び実施 要領「11 留意事項(1)失格事項」に該当した場合は、契約を締結しない。

また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

なお、契約手続き及び契約書は、周南市契約事務規則(平成15年周南市規則第51号)の定めるところによるものとする。

10 その他

本市は、契約締結後においても本企画提案等における欠格事項、不正又は虚偽記載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。